

DVDオーディオの表示に関する運用基準（追補版）  
DVDオーディオ追加表示事項

2001年 4月24日制定  
2003年12月12日改正

社団法人 日本レコード協会  
情報・技術委員会

## DVDオーディオの表示に関する運用基準（追補版） 『DVDオーディオ追加表示事項』の改正に当たって

この『DVD オーディオ追加表示事項』は、2001年4月にDVD オーディオ商品の多様性に関する表示と「複製制限」の表示をまとめ、「DVD オーディオの表示に関する運用基準」（1999年12月制定）の追補版として発行したものである。

今回の改正は、レコード産業が要望していたDVD オーディオのコピー禁止設定（通称：N=0）が、4C Entityのコンテンツ保護技術CPPM（Content Protection for Pre-Recorded Media）で、導入されることを受けたものである。

コピー禁止設定は若干の変更を伴い、“コピー制限”となり、セキュアメディアへの圧縮オーディオコピーは、標準設定でレコーダ1台当たり3個許可されることになった。また、新CPPMでは大別して“コピー制限（いわゆるN=0）”及び“コピー回数制限（いわゆるN=1）”設定の2種類のDVD オーディオ商品が存在するため、消費者にDVD オーディオのコピー動作について混乱が生じることが懸念された。

このため、情報・技術委員会ではDVD オーディオ N=0 表示検討ワーキングチームを特設し、消費者の混乱を防止するために、DVD オーディオの「複製制限表示」についての検討を開始した（2003年11月）。

しかし、当協会会員のレコード会社数社では12月にN=0設定のDVD オーディオの発売を予定しており、至急、「複製制限表示」をまとめる必要があり、時間的な制約から今回は「DVD オーディオの表示に関する運用基準（追補版）」として発行した『DVD オーディオ追加表示事項』の「4）複製制限表示」を改正し、発行することとした。

なお、この『追加表示事項』は、あくまでも各社の参考に資するためのものであり、各社の自由な表示を制限するものではない。

新規開発商品は、消費者の混乱なく円滑な市場導入を図ること、また、商品の内容が正確に消費者に理解されることが非常に重要であり、今後のDVD オーディオの発展と健全な市場育成を考え、会員各社におかれては「運用基準」及びこの『追加表示事項』に基づき、適切な表示の運用を図ることが望ましい。

また、今回の『追加表示事項』の改正に際しては、ハードメーカーとの連携が重要であるため、4Cに参加する（株）東芝及び松下電器産業（株）からも、検討WTにご参加願ひ、客員委員としてご審議いただくなどの多大なご協力を賜った。

2003年12月  
社団法人 日本レコード協会  
情報・技術委員会

## DVD オーディオの表示に関する運用基準（追補版） DVD オーディオ追加表示事項

1. 目 的 この追加表示事項は、「DVD オーディオの表示に関する運用基準」（1999年12月13日制定：以下、運用基準と称する）の表示事項を追加補足するものであり、運用基準の追補版として制定したものである。

この追加表示事項は、DVD オーディオ商品の企画内容やセールスポイント及び複製制限等を消費者に分かりやすく明示することで、店頭での購入時の混乱を防止し、商品の市場導入を円滑なものとし、もって、健全な市場育成を図ることを目的とする。

なお、この追加表示事項の「適用範囲」、「引用規格」等は、運用基準に準じる。

2. 表示事項及び内容 この追加表示事項で追加補足した表示事項及び内容は、次による。

- 1) CD 品質の表示 当該 DVD オーディオ商品に音声仕様が CD 品質（2ch/44.1kHz/16bit 又は 2ch/48kHz/16bit）の楽曲がある場合に必ず表示するものである。ただし、各チャンネルが、CD 品質であっても、3チャンネル以上の楽曲は除く。
- 2) 長時間の表示 当該 DVD オーディオ商品の総収録時間が概ね 120 分以上の場合の表示をいう。この表示は、長時間収録を当該商品のセールスポイントとする場合に表示できる。
- 3) サラウンドの表示 当該 DVD オーディオ商品がサラウンド作品の場合の表示をいう。この表示は、サラウンドを当該商品のセールスポイントとする場合に表示できるものとする。
- 4) 複製制限表示 当該 DVD オーディオ商品に 4C Entity のコンテンツ保護技術 CPPM を用いた場合の表示をいう。この表示は、当該 DVD オーディオ商品の複製制限設定に応じて、適切な表示を行うものとする。

3. 表示の要件及び方法 表示の要件及び方法は原則として、次のとおりとする。

### 1) CD 品質の表示

- a) 表示の要件 当該 DVD オーディオ商品に CD 品質の楽曲（2ch/44.1kHz/16bit 又は 2ch/48kHz/16bit）を1つでも含む場合に、この表示を必ず行うものとする。ただし、CD 品質の楽曲であっても、その楽曲が3チャンネル以上の場合を除く。
- b) 表示場所 裏カード又はキャップの任意の場所に表示する。
- c) 表示の大きさ 活字の大きさは5.7ポイント（8級）以上とする。
- d) すべての楽曲がCD品質の場合の表示例

次の当該 DVD オーディオ商品のすべての楽曲が CD 品質の場合の表示例を示す。

- ① この商品は、CD と同等の音質で収録されています。
- ② この商品は、CD と同等のデジタル品質で収録されています。
- ③ この商品は、CD と同等のデジタルクオリティで収録されています。
- ④ この商品は、CD クオリティのデジタル信号で収録されています。

e) 商品の一部に CD 品質の楽曲を含む場合の表示例

次の当該 DVD オーディオ商品の一部に CD 品質の楽曲を含む場合の表示例を示す。

- ① この商品は、CD と同等の音質で収録された曲を含んでいます。
- ② この商品は、CD と同等のデジタル品質で収録された曲を含んでいます。
- ③ この商品は、CD と同等のデジタルクオリティで収録された曲を含んでいます。
- ④ この商品は、CD クオリティのデジタル信号で収録された曲を含んでいます。

2) 長時間の表示

- a) 表示の要件 この表示は、長時間収録（概ね 120 分以上）を商品のセールスポイントとする場合に表示できるものとする。
- b) 表示の方法 “長時間” と表示する。活字の書体やフォント等は規定しない。
- c) 表示場所 キャップの DVD オーディオ・ロゴの下に表示する。
- d) 表示の大きさ 活字の大きさは 6.4 ポイント（9 級）以上とする。

3) サラウンドの表示

- a) 表示の要件 この表示は、マルチチャンネル作品においてサラウンドを商品のセールスポイントとする場合に表示できるものとする。
- b) 表示の方法 “サラウンド” と表示する。活字の書体やフォント等は規定しない。
- c) 表示場所 キャップの DVD オーディオ・ロゴの下に表示する。
- d) 表示の大きさ 活字の大きさは 6.4 ポイント（9 級）以上とする。

4) 複製制限表示

DVD オーディオ・ディスクでは、コンテンツ保護技術 CPPM(Content Protection for Pre-Recorded Media)を使用することにより、収録楽曲のコピー回数等を制限することが可能である。

この追加表示事項では、“コピー制限（いわゆる N=0）”は、非圧縮リニア PCM によるデジタルコピーができないことを意味し、“コピー回数制限（いわゆる N=1）”は非圧縮リニア PCM によるデジタルコピー数を制限することを意味する。“コピー回数制限（いわゆる N=1）”の場合のデフォルトのコピー数は“1 個”である。

ただし、“コピー制限（いわゆる N=0）”の場合、指定された著作権保護技術（CPRM\*1 等）に対応したメディアへのビットレート 192kbps 以下の圧縮コピーは、デフォルトでは 3 個に制限される。

注\*1 ) CPRM : Content Protection for Recordable Media

このように設定に応じてコピー動作が異なるので、その旨適切に表示する必要がある。次に表示例を示す。

a) 外から見える場所（裏カード等）

CPPM を使用した場合は、外から見える場所（裏カード等）に次の表示を行う。

活字の大きさは 6.4 ポイント（9 級）以上とする。

i) “コピー制限” 及び “コピー回数制限” 共通

例 

複製制限
------

## ii) “コピー制限” の場合

“コピー制限” の場合、外から見える場所（裏カード等）に次のとおり表示する。

活字の大きさは5.7ポイント（8級）以上とする。

**表示例 1** 収録楽曲の CD-R, MD などへのデジタルコピーはできません。

**表示例 2** 収録楽曲のデジタルコピーは著作権保護に対応したメディアへの圧縮オーディオに限られています。

## b) 詳細表示（ブックレット、折り込みカード等）

より詳細な表示をブックレット又は折り込みカード等に表示する。次に表示例を示す。

## i) “コピー制限” の場合

**表示例 1**

- ・ 収録楽曲の CD-R, MD などへのデジタルコピーはできません。
- ・ 収録楽曲の著作権保護対応メディア（SD メモリカード等）へのコピーは、レコーダー毎に 3 個の圧縮オーディオに制限されています。

**表示例 2**

- ・ 収録楽曲の CD-R, MD などへのデジタルコピーはできません。
- ・ 収録楽曲の SD メモリーカードなどの指定された著作権保護技術（CPRM 等）に対応したデジタルメディアへのコピーは、レコーダー毎に 3 個の圧縮オーディオに制限されています。

**表示例 3**

収録楽曲のコピーは、著作権保護に対応したメディアに限定され、レコーダー毎に 3 個の圧縮オーディオのみに制限されています。

なお、指定の著作権保護技術に対応したメディアへのコピーには指定の著作権保護に対応したレコーダーが必要となります。詳細はレコーダーの取扱説明書をご覧ください。

**備考** デフォルトのコピー数 3 個と異なる個数を指定した場合は、その個数を表示すること。

## ii) “コピー回数制限” の場合

**表示例 1**

- ・ 収録楽曲の著作権保護対応メディア（SD メモリカード等）へのコピーは、レコーダー毎に CD 品質以下 1 個に制限されています。

**表示例 2**

- ・ 収録楽曲の CD-R, MD などへのデジタルコピーは、1 世代コピーに制限されています。
- ・ 収録楽曲の SD メモリーカードなどの指定された著作権保護技術（CPRM 等）に対応したメディアへのコピーは、レコーダー毎に CD 品質以下 1 個に制限されています。

なお、指定の著作権保護に対応したメディアへのコピーには指定の著作権保護技術に対応したレコーダーが必要となります。詳細はレコーダーの取扱説明書をご覧ください。

**備考** デフォルトのコピー数 1 個と異なる個数を指定した場合は、その個数を表示すること。

### ＜注意事項＞

この追加表示事項では，“コピー制限”及び“コピー回数制限”のデフォルト設定時の表示例について掲載している。

したがって、デフォルト以外の設定をした場合は、それぞれの設定ごとに各社で適切に表示する必要がある。

プレーヤ・レコーダー一体型（内部接続）機器のMDやCD-R等（レガシーメディア）へのコピーの可否を設定するフラグ（レガシーCCI）については，“コピー制限”デフォルト設定では禁止，“コピー回数制限”デフォルト設定では許可となるため、この追加表示事項ではMDやCD-R等のコピーについて、内部接続、外部接続の区別をしていない。このため，“コピー制限”の場合に，“収録楽曲のCD-R、MDなどへのデジタルコピーはできません。”と表示することとした。

著作権保護に対応したメディア（セキュアメディア）のレコーダ毎のコピー個数は、楽曲のISRC（国際レコーディングコード）によって管理される。仮に同じディスクを複数枚所有している場合でも、レコーダ毎のコピー個数は、ディスクに指定された個数となる。このため，“収録楽曲の著作権保護対応メディア（SDメモ리카ード等）へのコピーは、レコーダー毎にCD品質以下1個に制限されています。”と“収録楽曲”と表現した。

4. **原案作成委員会** この追加表示事項の改正原案作成は、情報・技術委員会に特設した「DVD オーディオ N=0 表示検討ワーキングチーム」が担当した。

その委員構成を、次に示す。

#### DVD オーディオ N=0 表示検討ワーキングチーム委員構成表

	氏名	所属
(幹事)	千葉 精一	キングレコード株式会社 テレフォンセンター
(副幹事)	黒津 秀雄	東芝EMI株式会社カスタマーズサービスルーム
(客員委員)	石原 淳	株式会社東芝デジタルメディアネットワーク社 コアテクノロジーセンター光ディスク開発部
	森 美裕	松下電器産業株式会社AVコア技術開発センター音響グループ
(委員)	斉藤 徹	コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社 経営管理本部 技術部
	田口 賢一	コロムビアデジタルメディア株式会社 QCセンター
	鈴木 順三	ビクターエンタテインメント株式会社 ソフト技術部
	加藤 智	ビクターエンタテインメント株式会社 デザインセンター デザイン・グループ
	浅野 浩二	株式会社テイチクエンタテインメント制作管理部
	新倉 紀久雄	ユニバーサルミュージック株式会社 管理本部購買部
	伊久美 義人	株式会社ソニー・ミュージックマニュファクチャリング 製造本部 品質管理グループ

田 中 一 郎 株式会社ポニーキャニオン商品編成部  
森 靖 之 ワーナーエンターテイメント ジャパン株式会社  
ワーナーヴィジョン・ジャパン  
塚 原 正 健 ジェネオン エンタテインメント株式会社 制作本部制作部  
石 橋 隆一郎 エイベックス ネットワーク株式会社  
(事務局) 田 中 純 一 社団法人 日本レコード協会 情報・技術部  
赤 塚 祐一郎 社団法人 日本レコード協会 情報・技術部

---

---

審議改正 : 社団法人 日本レコード協会 情報・技術委員会 (委員長 : 三田 雅志, 2003.12.12)  
原案作成 : DVDオーディオN=0表示検討WT (幹事 : 千葉 精一, 2003.12.3)  
発 行 : 社団法人 日本レコード協会  
東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル (〒104-0061)  
電話 (03) 3541-4411~4

---

---